

## 第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート結果速報(概要版)

## 調査結果の状況

調査票配布数10,000部 回収数4,137部 有効回答数4,137部(回収率41.4%) ※和泉市除く

	全体数	配布数(全体数に対する割合)	回答数(回収率)
母子家庭	25,774人	8,605部(33.4%)	3,471部(40.3%)
父子家庭	1,182人	395部(33.4%)	158部(40.0%)
寡婦	—	1,000部	508部(50.8%)

※児童扶養手当受給者(H31.3時点)を全体数とみなして算出

## 回答者の状況

## (1)年齢

- 母子家庭の母では、「40～44歳」の層が27.0%で最も多く、45歳未満が全体の65.7%を占めている。
- 父子家庭の父では、「45～49歳」の層が25.6%で最も多く、50歳未満が全体の70.0%を占めている。
- 寡婦では、65歳以上が全体の46.9%を占めている。

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
16～19歳	0	0.0%	10	0.3%	0	0.0%
20～24歳	0	0.0%	67	1.9%	0	0.0%
25～29歳	4	2.5%	213	6.0%	1	0.2%
30～34歳	7	4.4%	405	11.3%	2	0.4%
35～39歳	25	15.6%	686	19.2%	4	0.8%
40～44歳	35	21.9%	963	27.0%	8	1.6%
45～49歳	41	25.6%	862	24.1%	19	3.8%
50～54歳	21	13.1%	314	8.8%	63	12.6%
55～59歳	19	11.9%	49	1.4%	87	17.4%
60～64歳	7	4.4%	3	0.1%	82	16.4%
65歳以上	1	0.6%	1	0.0%	235	46.9%

## (2)ひとり親家庭になってからの年数

- 母子家庭では、5年未満が全体の39.2%、10年未満では72.0%
- 父子家庭では、5～10年未満が全体の38.7%、10年未満では76.0%
- 寡婦では、ひとり親になって「20年以上」が全体の56.2%

	父子家庭	母子家庭	寡婦			
1年未満	12	8.0%	222	6.6%	7	1.8%
1～5年未満	44	29.3%	1105	32.6%	15	3.8%
5～10年未満	58	38.7%	1111	32.8%	33	8.4%
10～20年未満	36	24.0%	925	27.3%	118	29.9%
20年以上		0.0%	23	0.7%	222	56.2%

## (3)ひとり親家庭になった理由

- 母子家庭では、「離婚」が全体の91.4%（そのうち主な原因は、「性格の不一致」33.4%、「経済的理由」22.7%、「異性問題」13.6%、「暴力」12.4%）、「死別」は0.8%
- 父子家庭では、「離婚」が全体の88.1%（そのうち主な原因は、「性格の不一致」49.4%、「異性問題」17.5%）
- 寡婦では、「離婚」が全体の50.5%、「死別」は47.0%

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
離婚(性格の不一致)	79	49.4%	1187	33.4%	66	13.6%
離婚(暴力)	5	3.1%	440	12.4%	23	4.7%
離婚(異性問題)	28	17.5%	484	13.6%	56	11.5%
離婚(経済的理由)	11	6.9%	806	22.7%	76	15.6%
離婚(その他)	18	11.3%	326	9.2%	25	5.1%
離婚合計	141	88.1%	3243	91.4%	246	50.5%
死別	16	10.0%	30	0.8%	229	47.0%
未婚		0.0%	244	6.9%	7	1.4%
行方不明	1	0.6%	13	0.4%	2	0.4%
その他	2	1.3%	20	0.6%	3	0.6%

## 就業及び資格・技能の状況

## (1)ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事

	なる前の主な仕事	なった後の主な仕事	現在の主な仕事
母子家庭	パート・アルバイト等(45.8%) 働いていない(25.6%) 正規職員(18.0%) 派遣職員(3.1%)	パート・アルバイト等(58.7%) 正規職員(25.7%) 派遣職員(6.3%) 働いていない(4.0%)	パート・アルバイト等(42.2%) 正規職員(38.0%) 働いていない(7.4%) 派遣職員(6.1%)
父子家庭	正規職員(58.2%) 自営業など(28.8%) パート・アルバイト等(7.5%)	正規職員(47.6%) 自営業など(24.8%) パート・アルバイト等(13.1%)	正規職員(49.6%) 自営業など(20.9%) パート・アルバイト等(13.2%)
寡婦	働いていない(40.2%) パート・アルバイト等(24.2%) 正規職員(17.1%)	パート・アルバイト等(43.1%) 正規職員(31.3%) 働いていない(8.8%)	働いていない(35.4%) パート・アルバイト等(29.6%) 正規職員(20.1%)

## (2)ひとり親家庭になった際の転職状況

- 母子家庭の母では**48.7%**が転職。転職時に重視した項目は、「時間に融通が利く」が14.3%（うち、大変重要(10.1%)）、「時給・給与が高い」が14.5%（うち、大変重要(9.9%)）。
- 父子家庭の父では**23.9%**が転職。転職時に重視した項目は「時間に融通が利く」が12.6%（うち、大変重要(9.6%)）、「時給・給与が高い」が11.2%（うち、大変重要(6.6%)）

	父子家庭		母子家庭		寡婦		全体	
転職した	33	23.9%	1391	48.7%	126	46.0%	1550	47.4%
転職していない	105	76.1%	1468	51.3%	148	54.0%	1721	52.6%

  

	父子家庭		母子家庭		寡婦		全体	
時給・給与が高い	13	6.6%	813	9.9%	88	11.5%	914	9.9%
大変重要	9	4.6%	378	4.6%	24	3.1%	411	4.5%
重要	11	5.6%	574	7.0%	81	10.6%	666	7.2%
正職員	8	4.1%	367	4.4%	21	2.7%	396	4.3%
大変重要	1	0.5%	220	2.7%	23	3.0%	244	2.6%
重要	10	5.1%	400	4.8%	30	3.9%	440	4.8%
支援が充実	6	3.0%	278	3.4%	33	4.3%	317	3.4%
大変重要	8	4.1%	411	5.0%	30	3.9%	449	4.9%
重要	19	9.6%	837	10.1%	56	7.3%	912	9.9%
時間に融通が利く	6	3.0%	345	4.2%	45	5.9%	396	4.3%
大変重要	12	6.1%	718	8.7%	66	8.6%	796	8.6%
重要	11	5.6%	420	5.1%	42	5.5%	473	5.1%
自宅に近い	7	3.6%	567	6.9%	45	5.9%	619	6.7%
大変重要	12	6.1%	507	6.1%	54	7.1%	573	6.2%
人間関係が良い								

## (3)離職経験等の状況

- ひとり親になってから現在(令和元年8月)までの間に離職経験のある方は、48.9%、離職経験がない方は、51.1%
- 離職の理由の主なものは、「好条件の会社への転職」(47.0%)、「その他」(10.7%)、「子供の面倒をみるため」(9.3%)、

	父子家庭		母子家庭		寡婦		全体	
ない	93	71.0%	1519	51.2%	117	40.5%	1729	51.1%
離職経験あり	38	29.0%	1445	48.8%	172	59.5%	1655	48.9%

	父子家庭		母子家庭		寡婦		全体	
雇用契約期間の満了	4	10.8%	104	7.4%	23	13.5%	131	8.1%
子供の面倒を見る	6	16.2%	138	9.8%	7	4.1%	151	9.3%
家族の面倒を見る	0	0.0%	37	2.6%	13	7.6%	50	3.1%
病気・病弱など	5	13.5%	96	6.8%	12	7.1%	113	7.0%
スキルアップ	1	2.7%	81	5.7%	2	1.2%	84	5.2%
好条件の会社への転職	6	16.2%	685	48.5%	70	41.2%	761	47.0%
勤務先の理由で解雇	5	13.5%	59	4.2%	8	4.7%	72	4.4%
倒産(廃業)	6	16.2%	56	4.0%	21	12.4%	83	5.1%
その他	4	10.8%	156	11.0%	14	8.2%	174	10.7%

## (4)働いていない人が働きたい希望就業形態と重視する項目

- 母子家庭の母が働きたい主な就業形態は、「正規職員」(35.4%)、「パート・アルバイト・臨時職員」(29.2%)
- 就業にあたり重視する項目は、「時間に融通が利く」(14.5%)、「人間関係が良い」(14.4%)、「自宅に近い」(14.3%)、「時給」(13.9%)
- 父子家庭の父が働きたい主な就業形態は、「正規職員」(42.9%)、「家族従事者」(28.6%)
- 就業にあたり重視する項目は、「時間に融通が利く」(15.2%)、「人間関係が良い」(15.2%)、「時給」(13.0%)

	父子家庭	母子家庭	寡婦			
正規職員	3	42.9%	63	35.4%	2	22.2%
派遣職員		0.0%	8	4.5%		0.0%
パート・アルバイト		0.0%	52	29.2%	3	33.3%
自営業など	1	14.3%	12	6.7%	1	11.1%
家族従事者	2	28.6%	26	14.6%	2	22.2%
内職・在宅ワーク	1	14.3%	9	5.1%		0.0%
その他		0.0%	8	4.5%	1	11.1%

	父子家庭		母子家庭		寡婦		
時給・給与が高い	大変重要	3	6.5%	86	6.9%	3	5.1%
重要	1	2.2%	55	4.4%	3	5.1%	
正職員	大変重要	4	8.7%	66	5.3%	2	3.4%
重要	1	2.2%	49	4.0%	2	3.4%	
支援が充実	大変重要	2	4.3%	39	3.2%	0	0.0%
重要	1	2.2%	47	3.8%	3	5.1%	
資格が生かせる	大変重要	3	6.5%	56	4.5%	2	3.4%
重要	4	8.7%	138	11.1%	7	11.9%	
時間に融通が利く	大変重要	3	6.5%	42	3.4%	4	6.8%
重要	2	4.3%	106	8.6%	6	10.2%	
自宅に近い	大変重要	3	6.5%	70	5.7%	5	8.5%
重要	2	4.3%	117	9.5%	5	8.5%	
人間関係が良い	大変重要	5	10.9%	61	4.9%	4	6.8%
重要							

	父子家庭		母子家庭		寡婦		
時給・給与が高い	大変重要	23	9.5%	858	11.4%	72	12.1%
重要	10	4.1%	287	3.8%	16	2.7%	
正職員	大変重要	23	9.5%	666	8.8%	54	9.1%
重要	9	3.7%	296	3.9%	15	2.5%	
支援が充実	大変重要	10	4.1%	264	3.5%	16	2.7%
重要	9	3.7%	298	3.9%	14	2.4%	
資格が活かせる	大変重要	12	4.9%	324	4.3%	23	3.9%
重要	6	2.5%	331	4.4%	27	4.5%	
時間に融通が利く	大変重要	22	9.1%	773	10.2%	48	8.1%
重要	10	4.1%	290	3.8%	30	5.1%	
自宅に近い	大変重要	22	9.1%	612	8.1%	53	8.9%
重要	9	3.7%	419	5.5%	34	5.7%	
人間関係が良い	大変重要	22	9.1%	729	9.7%	56	9.4%
重要	10	4.1%	330	4.4%	31	5.2%	

## (6)仕事を探す際に利用した情報源

- 母子家庭の母が主に利用するのは「インターネット」(34.5%)、「ハローワーク」(33.6%)、「無料求人雑誌」(21.8%)
- 父子家庭の父が主に利用するのは、「ハローワーク」(24.7%)、「利用していない」(17.7%)、「インターネット」(14.6%)

	父子家庭	母子家庭	寡婦			
ハローワーク	39	24.7%	1166	33.6%	131	25.7%
ハローワーク以外の支援機関	5	3.2%	145	4.2%	9	1.8%
母子家庭等就業・自立支援センター	1	0.6%	102	2.9%	38	7.5%
有料求人雑誌	2	1.3%	58	1.7%	12	2.4%
無料求人雑誌(折込チラシ)	16	10.1%	755	21.8%	54	10.6%
新聞の求人広告	5	3.2%	255	7.3%	45	8.8%
インターネット	23	14.6%	1198	34.5%	47	9.2%
友人・知人の紹介	13	8.2%	554	16.0%	77	15.1%
派遣登録	5	3.2%	297	8.6%	12	2.4%
市役所の窓口	1	0.6%	75	2.2%	13	2.6%
利用していない	28	17.7%	272	7.8%	20	3.9%
その他	2	1.3%	79	2.3%	9	1.8%

## (7)就労等に関して望む施策の方向

- 主な回答は、「正規雇用での就労機会の拡充」(34.1%)、「雇用側の配慮の推進(啓発)」(31.8%)、「雇用を促進する企業への支援」(28.9%)

	父子家庭	母子家庭	寡婦	全体				
正規雇用での就労機会の拡充	48	30.4%	1211	34.9%	227	44.6%	1486	34.1%
雇用側の配慮の促進(啓発)	24	15.2%	1208	34.8%	151	29.7%	1383	31.8%
雇用を促進する企業への支援	27	17.1%	1105	31.8%	127	25.0%	1259	28.9%
講習会受講料の補助など経済支援	9	5.7%	337	9.7%	36	7.1%	382	8.8%
支援講習会等の拡充	7	4.4%	95	2.7%	41	8.1%	143	3.3%
出張相談会等の拡充	5	3.2%	75	2.2%	25	4.9%	105	2.4%
職業訓練・技能講習の拡充	7	4.4%	278	8.0%	27	5.3%	312	7.2%
自立支援給付金の拡充	19	12.0%	750	21.6%	66	13.0%	835	19.2%
国の就労支援施策の拡充		0.0%	168	4.8%	20	3.9%	188	4.3%
夜間保育などの実施	10	6.3%	327	9.4%	22	4.3%	359	8.2%
保育所待遇の拡充	18	11.4%	553	15.9%	42	8.3%	613	14.1%
その他	4	2.5%	77	2.2%	9			

収入と養育費、面会交流の状況

(1) 年収（総収入）

- 母子家庭の母の年収は、「100～150万円未満」(18.3%)が最も多く、200万円未満で全体の48%を占めている。
- 父子家庭の父の年収は、「200～250万円未満」(13.1%)が最も多く、300万円未満で全体の51.3%を占めている。
- 寡婦の年収は、「150～200万円未満」(22.5%)の層が一番多く、250万円未満で全体の67.1%を占めている。

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
100万円未満	11	6.9%	557	15.5%	55	10.8%
100～150万円未満	16	10.0%	658	18.3%	112	21.9%
150～200万円未満	18	11.3%	511	14.2%	115	22.5%
200～250万円未満	21	13.1%	538	15.0%	61	11.9%
250～300万円未満	16	10.0%	330	9.2%	57	11.2%
300～350万円未満	13	8.1%	215	6.0%	43	8.4%
350～400万円未満	11	6.9%	109	3.0%	16	3.1%
400～450万円未満	11	6.9%	71	2.0%	5	1.0%
450～500万円未満	6	3.8%	40	1.1%	6	1.2%
500～550万円未満	4	2.5%	31	0.9%	4	0.8%
550～600万円未満	2	1.3%	9	0.3%	3	0.6%
600万円以上	3	1.9%	25	0.7%	8	1.6%

(2) 収入の種類

- 母子家庭では、「本人の就労による収入」が84.1%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(71.2%)、「児童手当」(55.7%)
- 父子家庭では、「本人の就労による収入」が78.1%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(51.9%)、「児童手当」(41.3%)
- 寡婦では、「年金」が55.2%で、次いで「本人の就労による収入」(54.0%) ※複数回答あり

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
本人の就労による収入	125	78.1%	3020	84.1%	276	54.0%
家族の就労収入	10	6.3%	190	5.3%	79	15.5%
児童扶養手当	83	51.9%	2558	71.2%	10	2.0%
児童手当	66	41.3%	2001	55.7%	5	1.0%
年金	10	6.3%	72	2.0%	282	55.2%
親・親戚からの援助	2	1.3%	107	3.0%	8	1.6%
養育費	2	1.3%	562	15.6%	3	0.6%
生活保護費	7	4.4%	234	6.5%	6	1.2%
家賃等収入	1	0.6%	7	0.2%	20	3.9%
その他	5	3.1%	81	2.3%	17	3.3%

(3) 就労による収入

- 母子家庭の就労収入は、「100～150万円未満」が全体の22.5%、「100万円未満」22.1%、「200～250万円未満」15.9%、「150～200万円未満」15.7%と、250万円未満が76.2%を占めている。
- 父子家庭の就労収入では、「200～250万円未満」が全体の15.5%、「150～200万円未満」が13.6%、「300～350万円未満」が11.7%、さらに「100万円未満」「100～150万円未満」が同率10.7%と、各層にばらついていてる。
- 寡婦の就労収入では「100～150万円未満」が全体の22.6%、「100万円未満」が18.5%、「150～200万円未満」が17.8%となっている。

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
100万円未満	11	10.7%	522	22.1%	58	18.5%
100～150万円未満	11	10.7%	532	22.5%	71	22.6%
150～200万円未満	14	13.6%	371	15.7%	56	17.8%
200～250万円未満	16	15.5%	375	15.9%	32	10.2%
250～300万円未満	10	9.7%	196	8.3%	42	13.4%
300～350万円未満	12	11.7%	155	6.6%	26	8.3%
350～400万円未満	10	9.7%	76	3.2%	14	4.5%
400～450万円未満	8	7.8%	56	2.4%	3	1.0%
450～500万円未満	6	5.8%	28	1.2%	4	1.3%
500～550万円未満	2	1.9%	22	0.9%	2	0.6%
550～600万円未満	2	1.9%	11	0.5%	1	0.3%
600万円以上	1	1.0%	16	0.7%	5	1.6%

(4) 児童扶養手当の受給の有無・受給期間

- 母子家庭では、96.7%が受給している。
- 受給期間は10年未満が74.6%を占めており、「5年未満」(42.3%)の家庭が一番多い。

	父子家庭		母子家庭	
5年未満	64	42.1%	1425	42.3%
5～10年未満	52	34.2%	1088	32.3%
10～15年未満	15	9.9%	619	18.4%
15年以上	2	1.3%	123	3.7%
受けていない	19	12.5%	112	3.3%

(5) ひとり親家庭の養育費の受給経験、受給額

- 母子家庭で「受け取っている」、「時々受け取っている」のは、合計22.0%

	父子家庭		母子家庭	
① 受け取っている	6	5.4%	582	20.0%
② 時々受け取っている	1	0.9%	58	2.0%
③ 受け取っていない	105	93.8%	2276	78.1%

(6) 養育費を受け取っていない理由

- 母子家庭で、「受け取っていない」主な理由は、「相手に支払う意思や資力がなかった」(44.2%)、「相手と関わりたくない」(22.5%)

※複数回答あり

	父子家庭		母子家庭		全体	
自分の収入で問題なかった	26	14.7%	67	1.6%	93	2.1%
交渉が煩わしかった	18	10.2%	442	10.2%	460	10.2%
相手に支払う意思がなかった	30	16.9%	1117	25.9%	1147	25.5%
相手に支払う資力がなかった	40	22.6%	789	18.3%	829	18.5%
養育費を請求できずと思わなかった	4	2.3%	111	2.6%	115	2.6%
子供を引き取った方が負担すると思っていた	12	6.8%	60	1.4%	72	1.6%
交渉がまとまらなかった	6	3.4%	184	4.3%	190	4.2%
交渉中または交渉予定	1	0.6%	42	1.0%	43	1.0%
身体的・精神的暴力を受けた	2	1.1%	344	8.0%	346	7.7%
関わりたくない	34	19.2%	971	22.5%	1005	22.4%
その他	4	2.3%	186	4.3%	190	4.2%

(7) 養育費についての取り決め方法

- 母子家庭では、「取り決めをしていない」のは51.4%
- 取り決めをしている場合、その方法は、「口頭または私的書面」と「公正証書等」が同率(16.0%)、「家庭裁判所の調停」(14.7%)

	父子家庭		母子家庭		全体	
公正証書等	5	5.6%	374	16.0%	379	15.6%
口頭または私的書面	8	8.9%	373	16.0%	381	15.7%
家庭裁判所の調停	5	5.6%	343	14.7%	348	14.3%
裁判による判決	3	3.3%	47	2.0%	50	2.1%
取り決めしていない	69	76.7%	1201	51.4%	1270	52.3%

(8) 取り決めの遵守状況

- 母子家庭では、49.6%が「守られている」。
- 「全く守られていない」と回答したのは34.1%
- 「一部守られていない」を加えて「守られていない」は、50.4%

	父子家庭		母子家庭	
守られている	12	66.7%	555	49.6%
一部守られていない	3	16.7%	182	16.3%
全く守られていない	3	16.7%	382	34.1%

(9) 取り決めが守られていないことに対する行動

- 母子家庭では、「何もしていない」が76.8%、行動を取った方の手段は、「相手方と協議」(11.6%)、「法的措置をとる」(3.9%)、「相談機関・窓口に相談」(2.1%) ※複数回答あり

	父子家庭		母子家庭	
相手方と協議	0	0.0%	103	11.6%
相談機関・窓口に相談	0	0.0%	19	2.1%
法的措置	0	0.0%	35	3.9%
何もしていない	13	81.3%	683	76.8%
その他	3	18.8%	49	5.5%

(10) 面会交流の状況

- 面会交流の「取り決めをしている」が、母子家庭で30.5%、父子家庭で27.6%

	父子家庭		母子家庭		全体	
取り決めをしている(文書あり)	8	7.6%	507	19.7%	515	19.2%
取り決めをしている(文書なし)	21	20.0%	277	10.8%	298	11.1%
取り決めなし	76	72.4%	1791	69.6%	1867	69.7%

(11) 養育費と面会交流の関係

- 養育費の取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもない場合が86.0%と、一番多い。
- 養育費を受け取っていない場合には、面会交流が行われていない場合が86.7%と、一番多い。

	面会交流取り決めあり		面会交流取り決めなし		合計	
養育費の取り決めがない	150	14.0%	918	86.0%	1068	100.0%
養育費の取り決めがある	561	55.9%	444	44.1%	1005	100.0%

	養育費を受取っている(時々受け取っているを含む)		養育費を受取っていない		合計	
面会交流を行っていない	183	13.3%	1189	86.70%	1372	100.0%
面会交流を過去に行っていた	82	24.4%	253	75.60%	335	100.0%
面会交流を現在行っている	342	44.0%	435	56.00%	777	100.0%

住居の状況

(1) ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい

- 母子家庭では、母子家庭となったため「持ち家等」を一旦出ることとなり、「親等の家に同居」あるいは「民間賃貸住宅」に居住するケースが多く、経年とともに、「持ち家等」、「府営住宅等」への入居率が上昇する傾向が見られる。
- 父子家庭では、「持ち家等」に住む人が最も多く、父子家庭となったために「親等の家に同居」する傾向が見られる。
- 寡婦は、年数とともに「民間賃貸住宅」に住む率が減少し、「府営住宅等」、「持ち家等」に住む人が増加する傾向が見られる。

	なる前の主な住まい	なった後最初の住まい	現在の住まい
母子家庭	持ち家等 (40.5%) 民間賃貸住宅 (35.1%) 親等の家に同居 (11.6%) 府営住宅等 (6.9%)	民間賃貸住宅 (42.5%) 親等の家に同居 (24.9%) 持ち家等 (15.8%) 府営住宅等 (9.2%)	民間賃貸住宅 (40.7%) 持ち家等 (20.4%) 親等の家に同居 (17.7%) 府営住宅等 (14.0%)
父子家庭	持ち家等 (52.2%) 民間賃貸住宅 (27.5%) 親等の家に同居 (12.3%)	持ち家等 (42.4%) 民間賃貸住宅 (25.8%) 親等の家に同居 (22.7%)	持ち家等 (43.8%) 民間賃貸住宅 (24.6%) 親等の家に同居 (23.1%)
寡婦	持ち家等 (56.7%) 民間賃貸住宅 (42.4%) 親等の家に同居 (各 8.5%)	持ち家等 (42.5%) 民間賃貸住宅 (22.1%) 親等の家に同居 (22.1%)	持ち家等 (55.1%) 府営住宅等 (17.1%) 民間賃貸住宅 (15.6%)

(2) 1ヶ月の家賃

- 母子家庭では、「5～7万円未満」が全体の43.3%を占めており、「4～7万円未満」でみると57.3%
- 父子家庭では、65.1%が5万円以上の家賃を支払っている。
- 寡婦は、「5～7万円未満」が全体の30.9%、「4～7万円未満」でみると49.1%

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
5千円未満	1	2.3%	28	1.6%	1	0.6%
5千円～1万円未満	1	2.3%	30	1.7%	9	5.5%
1万円～2万円未満	2	4.7%	155	8.9%	18	10.9%
2万円～3万円未満	1	2.3%	162	9.3%	19	11.5%
3万円～4万円未満	4	9.3%	120	6.9%	25	15.2%
4万円～5万円未満	6	14.0%	246	14.0%	30	18.2%
5万円～7万円未満	17	39.5%	759	43.3%	51	30.9%
7万円～9万円未満	8	18.6%	211	12.1%	8	4.8%
9万円以上	3	7.0%	40	2.3%	4	2.4%

(3) 住居を探すときや入居のときの困りごと

- 母子家庭では、「家賃」(35.2%)が最も多く、「希望の場所に物件がない」(15.8%)
- 父子家庭では、「特に困ったことはない」(33.3%)、「家賃」(24.1%)
- 寡婦では、「家賃」(27.5%)、「希望の場所に物件がない」(16.7%)

	父子家庭		母子家庭		寡婦	
家賃	26	24.1%	1437	35.2%	125	27.5%
希望の場所に物件がない	10	9.3%	645	15.8%	76	16.7%
保証金等が確保できない	12	11.1%	488	12.0%	60	13.2%
連帯保証人が見つからない	9	8.3%	270	6.6%	49	10.8%
入居できる賃貸住宅の情報が不足している	3	2.8%	160	3.9%	17	3.7%
府営住宅等に中々入れない	9	8.3%	498	12.2%	73	16.1%
その他	3	2.8%	81	2.0%	6	1.3%
特に困ったことはない	36	33.3%	498	12.2%	48	10.6%

生活全般及び制度等の認知・利用状況

(1) 本人及び子どものことでの困りごと

【本人の困りごと】

- 母子家庭の母では、「家計（就労収入）」(20.2%)が一番多く、次いで「仕事（時給・給与が低い）」(12.0%)、「住居（家賃）」(11.5%)
- 父子家庭の父でも、「家計（就労収入）」(23.3%)が一番多く、次いで「仕事（時給・給与が低い）」(12.6%)、「家事」(10.3%)
- 寡婦では、「医療費」(24.3%)が多く、次いで「健康」(16.6%)、「家計（年金）」(12.9%)

	父子家庭	母子家庭	寡婦	全体
住居(家賃)	13	788	74	875
住居(住環境)	14	458	33	505
家計(就労収入)	61	1383	150	1594
家計(児童扶養手当)	21	597	4	622
家計(年金)		64	156	220
家計(養育費)	5	313	5	323
仕事(時給・給与が低い)	33	818	58	909
仕事(雇用が不安定)	16	365	42	423
家事	27	352	15	394
健康	20	611	200	831
医療費が高い	5	109	293	407
親族の介護・健康	12	258	78	348
元配偶者からの身体・精神的暴力	3	27	1	31
その他	4	170	21	195
特に悩みはない	24	373	64	461

【子どものことでの困りごと】

- 母子家庭の母が子どものことでの悩んでいるのは、「教育・進学（経済的理由）」(32.3%)が一番多く、次いで「教育・進学（その他理由）」(14.5%)、「特に悩みはない」(14.4%)、「しつけ」(14.0%)
- 父子家庭の父が子どものことでの悩んでいるのは、「教育・進学（経済的理由）」(19.5%)が一番多く、次いで「教育・進学（その他理由）」(17.7%)、「特に悩みはない」(15.0%)、「しつけ」(14.1%)
- 寡婦については、「特に悩みはない」(41.7%)が一番多く、次いで「健康」(26.7%)

	父子家庭	母子家庭	寡婦
しつけ	31	652	6
教育・進学(経済的理由)	43	1506	21
教育・進学(その他理由)	39	677	10
就職	13	144	56
非行・問題行動	3	126	3
不登校・ひきこもり	5	169	14
健康	21	290	100
食事・栄養	28	308	17
結婚問題	2	27	58
その他	2	96	9
特に悩みはない	33	671	210

(2) 困ったことがあるときの相談先

- 相談相手として最も多いのは、「家族・親戚」で母子家庭(39.0%)、父子家庭(40.3%)、寡婦(38.0%)、次いで「友人・知人」が母子家庭(37.8%)、父子家庭(28.4%)、寡婦(35.9%)
- また、「相談先がない」が、母子家庭(4.3%)、父子家庭(14.4%)、寡婦(4.0%)

	父子家庭	母子家庭	寡婦
家族・親戚	81	2087	275
友人・知人	57	2023	260
近所・自治会役員等	2	25	7
職場の人	20	776	55
民生委員児童委員	2	13	7
市役所	6	83	12
母子・父子自立支援員	1	15	7
母子・父子福祉推進委員		5	8
母子寡婦福祉会		3	53
NPO法人等	1	18	
その他	2	77	11
相談先がない	29	229	29

(3) 施設や制度等の情報入手源

- 「市役所」が最も多く、母子家庭(42.6%)、父子家庭(41.0%)
- 寡婦の場合は、「母子寡婦福祉会」(39.1%)が一番多い。

	父子家庭	母子家庭	寡婦
家族・親戚	5	101	11
友人・知人	6	293	42
市役所	32	1172	113
母子・父子自立支援員		28	28
母子福祉推進委員	1	10	36
母子寡婦福祉会		39	220
NPO法人・民間団体	1	12	2
インターネット	10	479	33
広報誌	11	474	69
その他	12	141	9

(4) 施設・制度の認知状況

- ほとんどの公的施設・制度で、「知らなかった」が半数以上を占め、また、「利用したことがある」が1割未満となっている。

	知らない	聞いたことがある	内容を知っている	利用したことがある
① マザーズハローワーク	53.5%	31.4%	5.5%	9.6%
② 養育費相談支援センター	76.9%	19.6%	2.5%	1.0%
③ ジョブカード制度	76.8%	17.4%	2.8%	3.0%
④ 生活保護受給者等就労自立促進事	70.7%	24.5%	3.3%	1.4%
⑤ 母子・父子福祉センター	50.6%	39.2%	5.6%	4.6%
⑥ 就業・自立支援センター	46.1%	42.8%	6.8%	4.3%
⑦ 母子・父子自立支援員	62.1%	29.6%	5.2%	3.0%
⑧ 母子・父子福祉推進委員	68.0%	25.5%	5.4%	1.1%
⑨ 母子父子寡婦福祉資金の貸付	53.7%	32.9%	8.6%	4.8%
⑩ 自立支援教育訓練給付金	46.6%	39.1%	10.0%	4.3%
⑪ 高等職業訓練促進給付金	51.6%	35.0%	8.8%	4.5%
⑫ 自立支援プログラム	74.1%	22.4%	3.1%	0.4%
⑬ 日常生活支援事業	73.6%	22.2%	3.9%	0.4%
⑭ 母子生活支援施設	65.9%	28.5%	5.0%	0.7%
⑮ 福祉世帯向け公営住宅	56.0%	32.5%	9.1%	2.4%
⑯ ファミリーサポートセンター	50.4%	32.2%	12.5%	5.0%
⑰ 一時保育事業	51.2%	35.0%	10.1%	3.6%
⑱ 子育て短期支援事業	74.8%	21.4%	3.6%	0.2%
⑲ 親ガイダンス	84.1%	14.3%	1.6%	0.0%

(5) 自立や生活安定のために望む支援策

- 母子家庭で最も望まれる支援策の上位3つは、「就学援助の拡充」(13.6%)、「児童扶養手当の拡充」(12.5%)、「相談窓口開設時間の拡充」(7.4%)
- 父子家庭の場合は、「就学援助の拡充」(15.6%)、「児童扶養手当の拡充」(13.8%)、「相談体制の充実」(11.4%)
- 寡婦の場合は、「医療費負担の軽減」(16.7%)、「児童扶養手当の拡充」(13.5%)、「相談体制の充実」(9.9%)となっている。

	父子家庭	母子家庭	寡婦
相談体制の充実	44	759	207
相談窓口開設時間の拡充	32	798	90
子育て相談窓口	14	336	35
就労相談窓口	13	415	88
情報交換の場	3	104	69
広報の充実	18	423	111
保育所施設充実	9	352	46
病児保育の充実	10	311	79
児扶手の拡充	53	1350	283
児扶手の要件緩和	19	455	93
就学援助の拡充	60	1476	69
子どもの学習支援	11	336	50
就労機会の拡充	22	666	173
企業への支援	9	530	100
職業訓練補助拡充	4	319	42
職業訓練機会充実	5	267	40
家事援助等の充実	8	229	37
医療費負担の軽減	31	660	348
優先入居の推進	11	676	84
人権施策の推進	7	208	25
その他	1	86	11

(6) 施設や制度の利用に際して望む施策の方向

- 「相談体制の拡充」(24.9%)と「休日相談や窓口開設時間の拡充」(23.8%)で約半数近くを占めている。
- 「手続きの簡素化等の負担軽減」(16.1%)や「各サービス・制度に関する広報の拡充」(13.9%)、「子育てや就労相談窓口の拡充」(12.1%)も多く、あわせると約9割がこれらの拡充を望んでいる。

	父子家庭	母子家庭	寡婦	全体
相談体制の拡充	47	1043	227	1317
相談窓口開設時間の拡充	38	1103	116	1257
子育て相談窓口の拡充	16	566	57	639
広報の拡充	25	574	134	733
情報交換の場の拡充	2	115	78	195
手続きの簡素化	18	731	102	851
窓口担当者の知識向上	4	125	58	187
その他	5	85	10	100